

「これからの介護保険」

～令和6年度制度改正と福祉用具施策の最新情報～

株式会社シルバー産業新聞社
編集部長 橋村 寿人

福祉用具貸与・販売の選択制

介護保険における福祉用具について

○ 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付(原則9割、所得に応じて8割・7割支給)する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定(※)を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」「正規分布の場合の上位約16%」に相当する。

財務省、一部種目の貸与から販売への移行提案

令和3年度介護報酬改定：各論⑤（福祉用具貸与の在り方の見直し）

- 福祉用具貸与について、貸与に係る給付費に加え、**毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントにも給付費がかかることから、購入する場合に比して多額の費用を要している。**
- また、予算執行調査において、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランが約6%を占め、その内容として歩行補助杖等廉価な品目が約7割を占めていることが確認されている。**
- そこで、歩行補助杖などの**廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用を不要とすることが考えられる**（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。
- 具体的には、軽度者も使うことを想定し、**要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手すり等）について、貸与ではなく販売とすべき。**販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて販売時に評価することとしてはどうか。

（注）日本と同様に、福祉用具の貸与・販売の仕組みがある韓国では、歩行補助杖・歩行器・手すりは、貸与でなく「販売」としている。

（例）歩行補助つえを3年間使用する場合（1割負担の者）

販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円／月

購入する場合



自己負担：約10,000円

自己負担：約5,400円
（約150円×36月）

福祉用具貸与



貸与に係る給付費：約48,600円
（約1,350円×36月）

**ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：
約360,000円（約10,000円×36月）**

総額：約414,000円

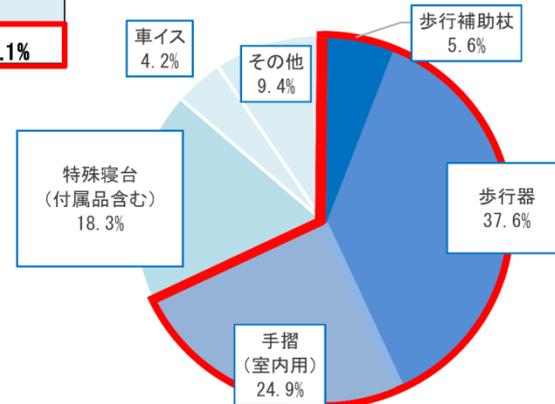


購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

◆ 福祉用具貸与のみのケアプランについて

- ケアプランの内容を調査した2020年度予算執行調査によれば、**福祉用具貸与のみを内容とするケアプランは全体の6.1%を占めている。**
- このうち、1年間同じケアプランにおける具体的な品目の内訳は、**歩行補助杖・歩行器・手すり等の廉価な品目が約7割を占める。**

総計	福祉用具貸与のみのケアプラン
12,603	772 6.1%

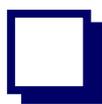


令和5年11月8日 最終報告書をとりまとめ



介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ

令和5年11月8日



2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

1) 選択制の対象とする種目・種類

- 貸与と販売の選択が可能な種目・種類は、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、
 - ・ (利用者が購入の判断を行いやすい) 比較的廉価なものであり、
 - ・ これまでの利用実績のデータをもとに、希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数(以下「分岐月数」という。)より平均貸与月数が長い若しくは同等、かつ、分岐月数より長く利用している者の割合が相対的に高いもの(およそ4割程度以上)とする。
- 具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」(※1)「単点杖(松葉杖を除く)」「多点杖」の4つとする。なお、これらは可動部がない用具が多く、利用開始後のメンテナンスの必要性が比較的低いと考えられるものである。
 - ※1 対象種目である「歩行器」は種類ごとに「歩行車」若しくは「歩行器」に区分することができ、選択制の対象として考えられるのは種類としての「歩行器」である。
- また、貸与と販売の選択を利用者の意思に委ねるのであれば、対象種目・種類を限定する必要はないのではないかという意見も考えられるが、利用者の多くが貸与を志向しているといった調査結果を踏まえると、一定以上の者が長期利用しているといった、購入することが一定程度合理的であると客観的に考えられる種目・種類について導入することが適当であると考えられる。
- 「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入される場合には必要に応じて複数個支給を認めるよう、国から自治体に対して周知を行うこととする。また福祉用具専門相談員に対しても、必要性について十分に検討することを求めることとする。
- 特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額については、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行うこととする。

□ 選択制の対象となる「スロープ」

スロープの主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1.携帯用スロープ			152,672円	125,000円
2.固定用スロープ			11,425円	6,600円

□ 選択制の対象となる「歩行器」

歩行器の主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別。基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手のひらや前腕部で支持して操作するもの。杖に比べて大きな用具のため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手のひらや前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 歩行器	左右のフレームの下端に先ゴムが付き、握り以外に支持部のない歩行補助具で、左右のフレームを交互に動かせるものと、固定されたものがある。高さの調節が可能なものと、そうでないものがある。		22,334円	18,500円
2 歩行車	左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、単体で使用され、手あるいは腕などで身体を支え、操作する歩行補助具。左右のフレームの下端に杖の先ゴムの付いたものと、車輪あるいはキャスタの付いたものがある。	 前腕支持型	57,040円	49,800円

選択制の対象となる「歩行器」

TAIS

福祉用具情報システム

Technical Aids Information System

福祉用具情報システムトップ

ホーム > 検索結果一覧

検索結果一覧

画像表示

福祉用具を探すへ戻る

検索条件を表示する

福祉用具を比較する

チェックボックスを
クリックして選択

チェックボックスを
クリックして選択

チェックボックスを
クリックして選択

比較する

発売年月順

12件



介護保険福祉用具を探す:

福祉用具貸与:歩行器
福祉用具販売:歩行器

クリア

872件の結果があります (25件目から表示/872件中)



貸与 歩行器



パラマウントベッド株式会社
室内用歩行器 パソラ (pasola)
KZ-326100

オープン価格

●上腕支持部分が立体構造になり、安定しやすい構造 ●4台までスタッキング可能なフレーム設計

分類コード 120606 TAISコード 00170-001734 発売年月 令和5年9月

詳細へ

貸与 歩行器

購入 歩行器



パラマウントベッド株式会社
室内用歩行器 アヴァンス (Avance) M
KZ-327100

オープン価格

●ご自身のサイズに合わせて調整が可能。 ●前後のフレーム幅が短く、歩行時の足回りスペースを確保。

分類コード 120602 TAISコード 00170-001736 発売年月 令和5年9月

詳細へ

□ 選択制の対象となる「歩行補助杖」

歩行補助つえの主な種類について

【概要】（介護保険における福祉用具の選定の判断基準より）

①歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷(完全免荷・部分免荷)、②歩行バランスの調整、③歩行パターンの矯正、④歩行速度と耐久性の改善、⑤心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具。杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフストランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた選択が必要。

（※）種類及び概要は、公益財団法人テクノエイド協会「CCTA95(福祉用具の分類コード)」を基に作成。

（※）希望小売価格：福祉用具情報システム（TAIS）（公益財団法人テクノエイド協会運営）R04.01.06時点登録データより

（※）写真提供：公益財団法人テクノエイド協会

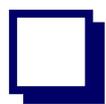
種類	概要	イメージ図	希望小売価格 (平均)	希望小売価格 (中央値)
1 多点杖	複数に分岐した床面に接する脚と、1つの握り手を持った杖。前腕支持部が付いた、エルボークラッチとロフストランドクラッチを除く。		11,901円	9,500円
2 エルボークラッチ	1本の脚と、握り部のついた肘受け台を持ち、その部分で体重を支えることができるように工夫された杖。		20,617円	20,850円
3 ロフストランドクラッチ、カナディアン・クラッチ	1本の脚と、体重を支える握り、前腕を支えるカフを備えた杖。カフが肘の上にあるのがカナディアンクラッチ、肘の下にあるのがロフストランドクラッチ。		9,709円	8,800円
4 腋窩支持クラッチ（松葉杖）	脇当てが付き、腋窩部と手で体重を支えることができる杖。		10,165円	9,210円



2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

1) 選択制の対象とする種目・種類

- 貸与と販売の選択が可能な種目・種類は、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、
 - ・ (利用者が購入の判断を行いやすい) 比較的廉価なものであり、
 - ・ これまでの利用実績のデータをもとに、希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数(以下「分岐月数」という。)より平均貸与月数が長い若しくは同等、かつ、分岐月数より長く利用している者の割合が相対的に高いもの(およそ4割程度以上)とする。
- 具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」(※1)「単点杖(松葉杖を除く)」「多点杖」の4つとする。なお、これらは可動部がない用具が多く、利用開始後のメンテナンスの必要性が比較的低いと考えられるものである。
 - ※1 対象種目である「歩行器」は種類ごとに「歩行車」若しくは「歩行器」に区分することができ、選択制の対象として考えられるのは種類としての「歩行器」である。
- また、貸与と販売の選択を利用者の意思に委ねるのであれば、対象種目・種類を限定する必要はないのではないかという意見も考えられるが、利用者の多くが貸与を志向しているといった調査結果を踏まえると、一定以上の者が長期利用しているといった、購入することが一定程度合理的であると客観的に考えられる種目・種類について導入することが適当であると考えられる。
- 「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入される場合には必要に応じて複数個支給を認めるよう、国から自治体に対して周知を行うこととする。また福祉用具専門相談員に対しても、必要性について十分に検討することを求めることとする。
- 特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額については、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行うこととする。



2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

・対象者の判断

- 福祉用具貸与の利用者における「介護が必要になった原因」は様々であり、また、過去のデータから長期利用者に関する一定の傾向は確認できるものの、一律に対象者を限定することは困難であることから、選択制の対象者は限定しないこととする。

・判断体制・プロセス

- 選択制の対象となる福祉用具を利用する場合は、利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択することができることとする。
- 利用者等が適切な判断を行うために必要な事前のプロセスとして、貸与と販売の選択について検討を行う際は、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種の意見を反映させるためにサービス担当者会議等を活用することとするほか、介護支援専門員が各専門職への「照会」により意見を聴く方法も可能とする。
- 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見（※2）等に基づきサービス担当者会議等で得られた判断を踏まえ、利用者等に対し、貸与又は販売に関する提案を行う。

※2 医学的所見は、判断する直近のものを取得することを原則とし、やむを得ず取得できない場合は、適時適切な時期に取得した医学的所見等をもとに判断を行うものとする。また、既に判断する直近の医学的所見を取得している場合は、新たに取得を求める趣旨ではない。

・その他

- 国は、選択制の対象種目における平均的な利用月数等の情報について、関係者に対し提供することとする。

2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

2-3. 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

・貸与後のモニタリングのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は、
 - ・ 福祉用具専門相談員のモニタリングの実施時期の実態や分岐月数を踏まえ、利用開始後少なくとも「6ヶ月以内に一度」モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。
 - ・ モニタリング時に記録する福祉用具の利用状況などを踏まえ、利用開始から6ヶ月以降においても、必要に応じて、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

・販売後の確認やメンテナンスのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、
 - ・ 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
 - ・ 保証期間を超えた場合であっても、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
 - ・ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

□ 記者の目（選択制導入のまとめと考察）

○福祉用具貸与・販売の選択制は、令和6年度の制度改正・報酬改定で導入される見通し。

○対象は、①固定用スロープ②歩行器（歩行車を除く）③単点杖（松葉杖を除く）④多点杖——に絞って導入する考え。

○販売後も、使用状況の確認・修理（メンテナンス）が受けられる仕組み。

<選択制のメリット>

- ・利用者の選択の幅が広がる
- ・長期利用の実態が是正される
- ・給付の適正化が図られる

<選択制のデメリット>

- ・販売を選択した場合、ケアマネジャーが外れる
- ・貸与と同等のメンテナンスやモニタリングが受けられるわけではない
- ・業務上、新たなプロセスが発生し、現場の負担が増える
- ・財政効果がほとんど期待できない
- ・貸与原則が見直されたことで、選択制の対象用具が拡大していく可能性

□ 第9回あり方検討会 <議論の一部抜粋>

【日本福祉用具供給協会 小野木理事長】

とりまとめ案の14ページの〇の3番目です。「また、貸与と販売の選択を利用者の意思に委ねるのであれば、対象種目・種類を限定する必要はないのではないかという意見も考えられるが」という記述があるが、今回のあり検討会では、このような話は出てなかったのではないかと。このような表現は、できれば削除をお願いしたい。

【厚生労働省 峰村高齢者支援課長】

ご要望の点について、確かにこれまでの検討会で、具体的にこういう指摘があったわけではないが、一般的に利用者の意思に委ねるといって今回の見直しの方向性を踏まえると、こういった指摘は当然にあるものと考え、このような記述も加えさせてもらっている。

今回は4つの用具に絞って、「まずはこうした制度（選択制）を導入してみる」というところが出発点。それについて、引き続き、実施状況を検証しながら、しっかりと効果を見極めて、その上で、今回、検討はしたけれど、対象としなかった用具についても、対象にする必要があるかどうかについて、今後、検討が必要だと思っている。

□ 杖、歩行器、手すりは、合わせて3割以上を占める

介護給付費等実態統計 令和3年4月審査分

	総数		介護予防サービス		介護サービス				
		全体に占める割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単位：千単位）									
総数	3,253,685	100.0%	122,754	268,902	362,809	834,281	635,518	585,438	443,983
車いす	495,620	15.2%	17,897	38,410	37,032	103,893	96,769	110,180	91,438
車いす付属品	48,623	1.5%	408	1,385	1,861	7,081	9,301	14,300	14,287
特殊寝台	853,291	26.2%	6,039	22,333	44,328	270,103	201,200	178,356	130,932
特殊寝台付属品	375,849	11.6%	2,493	9,397	19,727	120,017	94,492	81,610	48,114
床ずれ防止用具	155,683	4.8%	209	1,008	3,194	16,491	22,102	45,688	66,991
体位変換器	25,106	0.8%	9	53	156	854	1,819	6,869	15,347
手すり	782,569	24.1%	64,994	128,731	180,276	202,826	120,700	66,352	18,690
スロープ	111,772	3.4%	1,162	3,701	6,212	16,222	23,544	33,771	27,160
歩行器	264,726	8.1%	26,671	55,740	59,089	67,671	34,820	16,687	4,048
歩行補助つえ	26,896	0.8%	2,406	5,586	5,634	7,193	3,810	1,817	449
認知症老人徘徊感知機器	25,480	0.8%	19	17	1,443	4,242	8,136	8,368	3,254
移動用リフト	87,484	2.7%	447	2,523	3,844	17,607	18,693	21,290	23,079
自動排泄処理装置	588	0.0%	1	17	14	80	130	152	194

ご清聴ありがとうございました